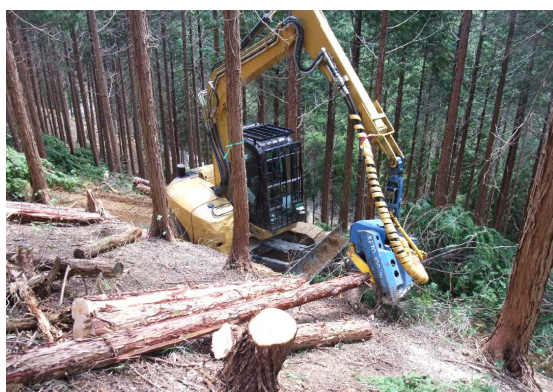


公益財団法人鳥取県造林公社経営改革プラン

長期経営改善計画

＜計画期間 平成 25(2013)年度～令和 66(2084)年度＞



令和元年8月改訂版
(平成 25 年 2 月策定)

鳥 取 県
(公財)鳥取県造林公社

目 次

第1章 経営改革プラン策定の趣旨

1 背景

(1) プランの策定

(2) プランの改訂

2 プランの計画期間

第2章 経営の方針

1 会社の現状

(1) 会社営林の現状

(2) 財務状況

(3) 組織

(4) 会社を取り巻く環境

2 課題

(1) 生産性の向上

(2) 経営の効率化

(3) 森林の公益的機能の発揮

3 経営の目標

第3章 具体的な取組

1 生産性の向上

(1) 木材販売収入の拡大

(2) 造林事業費補助金等の積極的な活用

(3) 直送方式の推進

2 経営の効率化

(1) レーザ航測データの活用

(2) 合理的施業の実施と契約方法の改善

(3) その他

3 森林の公益的機能の発揮を通じた県民への貢献

(1) 広葉樹林化

(2) 県民への公益的機能（CO₂吸収機能等）の提供及び普及・啓発

4 分収契約の見直し

5 組織体制の改革

(1) 組織・人員体制の見直し

(2) 人材の確保・育成

6 その他の取組

(1) 雇用への貢献

(2) 県民への説明責任

(3) 木材資源の安定供給

第4章 経営改善の進捗管理

第1章 経営改革プラン策定の趣旨

1 背景

(1) プランの策定

公益財団法人鳥取県造林公社（以下「公社」という。）は、本県における森林資源の造成及び整備を推進することにより県土の緑化及び保全等を図り、もって農山村の振興と県民の福祉の向上に寄与することを目的に、昭和41年に設立された。公社はこれまで、高度経済成長期における木材需要の増大に対応するため国が進めた拡大造林による森林資源の充実を図る林業政策に沿い、森林所有者による自主的な造林が進み難い地域における森林造成を推進し、地域経済の振興や雇用の創出に大きく貢献してきた。

しかし、昭和50年代後半からの木材価格の大幅な下落など林業を取り巻く環境の急激な変化により厳しい経営状況に置かれたことから、長期収支で大幅な債務超過が見込まれることとなり、平成14年及び18年度の経営見直し等により改善を図ってきた。

このような状況の中、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）やいわゆる公益法人制度改革関連3法の施行を受け、改めて公社の経営改革などを集中的に検討することとし、平成21年7月に財団法人鳥取県造林公社経営検討委員会（以下「委員会」という。）を設置して公社の長期的な経営計画の検討等を行った。

平成24年2月に委員会より森林の持つ公益的機能の維持・発揮の観点、国による財政支援の活用により県の財政負担が最も少ないことから、「経営改善を進めながら公社として存続させる」ことが提言され、鳥取県及び公社は、平成25年2月に「財団法人鳥取県造林公社経営改革プラン（平成25～96年度）」を策定した。

(2) プランの改訂

当該プランの策定から5年が経過し、森林・林業を巡る社会情勢の変化やこれまでの事業進捗の状況を踏まえ、この度、プランの改訂を行うものである。

2 プランの計画期間

公社の経営予定期間は、契約期間を80年とする分収造林契約の終了年度である令和66（2084）年度までとする。従って、プランの計画期間は平成25（2013）年度から令和66（2084）年度までとする。

《計画期間》

第1期	平成25(2013)～令和4(2022)年度	第5期	令和35(2053)～令和44(2062)年度
第2期	令和5(2023)～令和14(2032)年度	第6期	令和45(2063)～令和54(2072)年度
第3期	令和15(2033)～令和24(2042)年度	第7期	令和55(2073)～令和66(2084)年度
第4期	令和25(2043)～令和34(2052)年度		

第2章 経営の方針

1 会社の現状

(1) 会社営林の現状

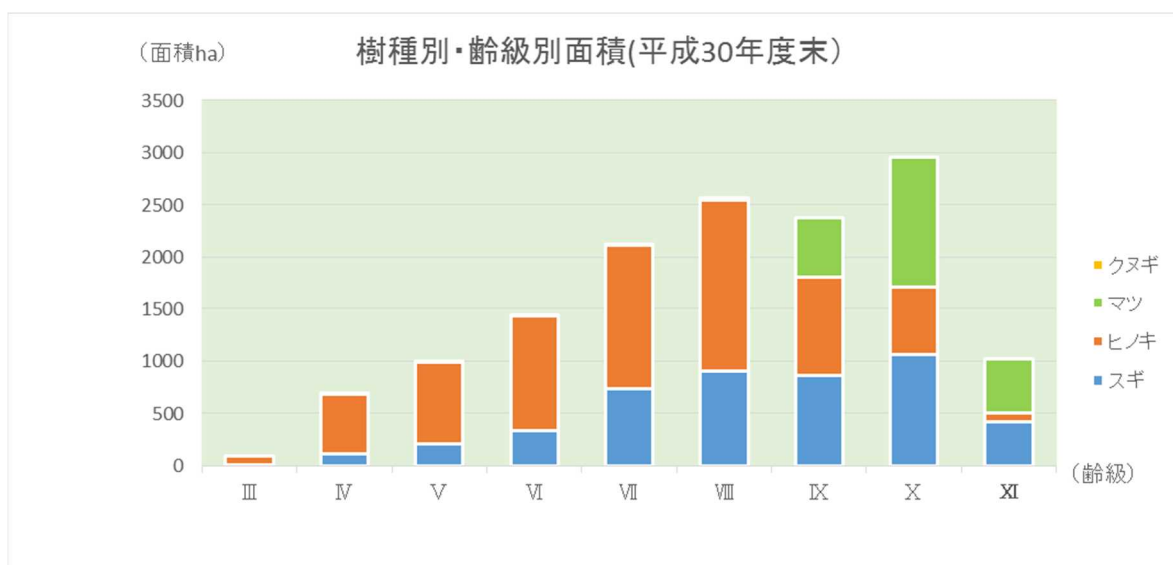
ア 面積

会社の分収造林事業地の管理面積は約 15 千 ha で、県内の民有人工林面積の約 12%を占めている。

イ 樹種別・齢級別構成

会社営林の樹種別面積はスギが 4,624ha で 30%、ヒノキが 7,223ha で 47%等となっている。また、齢級別では全ての森林が 12 齢級以下であり、いまだ生育途上にある。

《参考》 会社営林の樹種別・齢級別構成（平成 30 年度末現在）



ウ 路網の整備状況

会社の路網整備延長は、平成 30 年度末で 494km であり、路網密度は 33.9 m/ha となっている。

エ 分収造林契約の状況

会社の分収造林契約の契約件数は1,955件で、その内訳は市町村2%、財産区等が41%、個人が57%となっている。一方、面積ベースでは市町村が3%、財産区等が65%、個人が32%となっている。

当初の契約では、契約期間が60年間であったが、木材価格の低迷や賃金の上昇等による森林整備費用の増大等による収益性の低下等の相互負担や、森林の公益的機能の持続的発揮等に向けた長伐期化を図る観点から、契約期間を80年に延長する契約変更の取組を進めている。

《参考》分収造林契約の契約期間ごとの分収割合及び契約期間の状況

○分収割合

契約期間	分収割合
S41～H10	6 : 4
H11～14	7 : 3
H14～16	8 : 2

○契約期間

契約期間	契約期間	変更
S41～H14	60年	80年に延長
H14～16	80年	

・契約期間の延長に係る変更実績は延べ8,644ha（実施率54%）となっている（平成30年度末現在）。

（2）財務状況

会社は、公社営林地における育林事業を実施しており、平成30年度の事業規模は約6.0億円となっている。また、会社は事業の財源を日本政策金融公庫及び鳥取県からの借入金に大きく依存しており、長期債務残高が平成30年度末で312億円となっている。

《参考》鳥取県造林公社の長期借入金残高と30年度の元金及び利息償還額（単位：千円）

区 分	日本政策金融公庫	鳥取県	計
長期借入金の残額 (30年度末現在)	5,792,929	25,424,961	31,217,890
30年度 元金償還額	237,042 ※現在は、県が原資を貸付	0	237,042
30年度 利息償還額	90,269 ※県が全額助成(H18以降)	0 ※H11以降無利子化	90,269

(3) 組織

かつては鳥取市に本社、県内3箇所に事務所(東部、中部、西部)を設置していたが、平成14年度に東部造林事務所、平成16年度に中部造林事務所を廃止した。

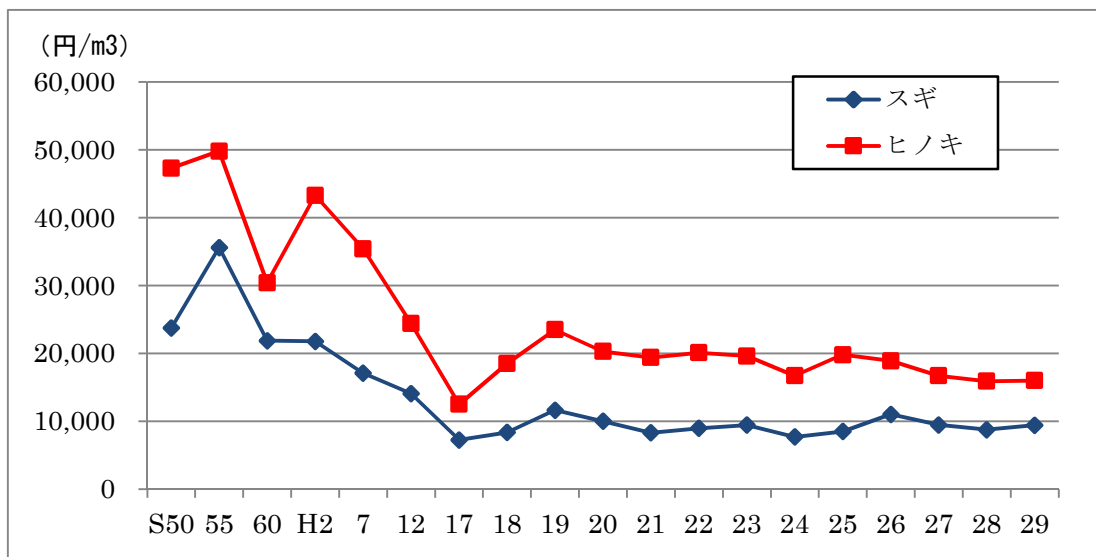
《参考》造林公社の概要

法人名	公益財団法人鳥取県造林公社(設立:昭和41年)					
設立目的	森林資源の造成及び整備を推進することにより、県土の緑化及び保全並びに水資源の かん養を図り、もって農山村の振興と県民の福祉の向上に寄与することを目的とする。					
事業	<ul style="list-style-type: none"> ・造林、育林及び伐採の事業 ・分収造林及び分収育林の促進に関する事業 ・造林、育林及び伐採の受託事業 等 					
基本財産	出捐金1,000千円(鳥取県1,000千円)					
役員	理事9名(常勤2名:理事長、専務理事)、監事2名 職員20名(正職員13名、県派遣2名、非常勤5名)					
分収契約 の状況	平成30年度末現在					
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">森林面積</th> <th style="width: 50%;">契約件数</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">15,612ha</td> <td style="text-align: center;">1,955件</td> </tr> </table>	森林面積	契約件数	15,612ha	1,955件	
森林面積	契約件数					
15,612ha	1,955件					
長期借入 金の状況	日本政策金融公庫 58億円(鳥取県が損失補償) 鳥取県 254億円					

(4) 公社を取り巻く環境

ア 木材価格の動向

木材価格は昭和55年をピークに下落し続けていたが、近年は合板工場の需要増等に伴い、平成21年度以降は、下落傾向に歯止めがかかりほぼ横ばいで推移している。



(資料:鳥取県林業統計)

イ 国の林業施策

○森林・林業再生プラン

平成 21 年に森林・林業再生プランが策定され、森林の有する多面的機能の持続的発揮、林業・木材産業の地域資源創造型産業への再生、木材利用・エネルギー利用拡大による森林・林業の低炭素社会への貢献を進め、施業集約化、路網整備、人材育成を柱として、今後 10 年間を目処に木材自給率 50%以上とする目標が定められた。

○森林・林業基本計画

平成 28 年に森林・林業基本計画が閣議決定され、本格的な利用期を迎えた森林資源を活かし、需要面においては CLT や非住宅分野等における新たな木材需要の創出と、供給面においては、主伐と再造林対策の強化等による国産材の安定供給体制の構築を両輪で進め、林業・木材産業の成長産業化を図ることとされた。

○森林経営管理制度（新たな森林管理システム）

林業の持続的発展及び森林の多面的機能の発揮に資することを目的として、平成 31 年 4 月から森林経営管理法が施行され、森林経営管理制度（新たな森林管理システム）が開始された。

森林所有者自ら所有する森林について経営管理すべき責務があることを明確化した上で、市町村が森林所有者の意向を確認し、森林所有者が自ら経営管理できない場合には、所有している森林の経営管理に必要な権利を森林所有者が市町村に委ねることができるようにされた。市町村は、林業経営に適した森林を意欲と能力のある林業経営者に任せ、森林の経営管理を集積・集約化させ、自然条件が悪く、林業経営が成り立たない森林については、市町村が整備を進めていくこととされている。

ウ 県の林業施策

○鳥取県森林・林業・木材産業再生プラン

鳥取県においても、「森林・林業再生プラン（平成 21 年 12 月 25 日林野庁）」や関係者の意見等を踏まえつつ、本県の林業・木材産業が成長産業として飛躍することを目指して、県民や森林・林業・木材産業関係者、行政機関が連携して取り組むべき課題やそれぞれに期待される役割を明らかにするための指針として「鳥取県森林・林業・木材産業再生プラン」（平成 22 年 11 月作成）を作成しており、当該プランに基づき、低コスト林業（集約化、路網整備、機械化）の推進等の諸施策が進められた。

○とっとり森と緑の産業ビジョン

平成 25 年 5 月 26 日に開催された第 64 回全国植樹祭を機に、緑化を通じ環境保全のために自ら行動するとっとりグリーンウェイブや県民の森林に対する意識・認識が広まりつつある中、とっとりグリーンウェイブの更なる展開と林業・木材産業の成長産業化に向けた基盤強化、県産材の利用拡大、森林の公益的機能と林業経営が両立する森林経営を確立するための施策を講じていくため、これまで本県の森林・林業・木材産業施策の基本としていた「鳥取県森林・林業・木材産業再生プラン」を一新して、新たなビジョンを作成し、諸施策が進められている。

エ 地球温暖化対策としての役割の増大

平成 20 年に京都議定書の第 1 約束期間（平成 20～24 年）が始まり、この期間において我が国は、基準年（平成 2 年）比 6 %の温室効果ガスの削減目標を達成し、このうち森林吸収量については、目標であった 3.8%分を確保した。また、平成 25 年から令和 2 年までの 8 年間で第 2 約束期間とし、森林吸収源対策により約 3,800 万 CO₂ トン以上の吸収量を確保することとしており、今後とも地球温暖化対策として森林が果たす役割は大きい。

2 課題

これらの状況を踏まえ、公社が経営改善に取り組むに当たっては、以下の課題に対応する必要がある。

（1）生産性の向上

将来にわたって、木材価格の大幅な上昇が見込めない中、今後、原木販売収入により安定的に利益を上げていくためには、低コスト林業等の推進により生産性を向上し、木材生産に掛かるコストを低減することが必要である。

（2）経営の効率化

公社が必要な森林整備を引き続き実施するに当たっては、事業実施方法や公社の運営方式等を効率化し、これらに要するコストを削減する必要がある。

（3）森林の公益的機能の発揮

森林は、水源のかん養、県土の保全、地球温暖化防止及び保健・休養の場の提供など、県民の生活に必要不可欠な公益的機能を有している。県内民有人工林の約 12%を占める公社営林が県民生活に与える影響は大きく、事業の実施に当たっては、森林の公益的機能の適切な発揮にも留意していく必要がある。

3 経営の目標

低コスト林業及び直送方式の推進等により生産性を向上するとともに発注方式の改善やレーザ航測データの活用等により経営の効率化を図る。併せて、適切かつ積極的に森林整備を実施し、地域の雇用に貢献するとともに、森林の持つ公益的機能の発揮や更新伐導入の推進により主伐後の再造林放棄地の発生とそれに伴う公益的機能の低下の防止を図る。

これらの取組を通じて、令和 5 (2023)年度から令和 14 (2032)年度までの間（第 2 期）に鳥取県からの借入金をゼロにするとともに、鳥取県への償還の開始（単年度収支の黒字化）を目指す。さらには、事業計画期間中に日本政策金融公庫及び鳥取県の長期債務を全額返済して、最終的な長期収支の黒字化を目指す。

第3章 具体的な取組

1 生産性の向上

(1) 木材販売収入の拡大

車両系高性能林業機械による作業システムを導入した低コスト林業を採用し、伐採・搬出に要する経費を削減する。

また、木材販売収入の拡大に向けて、利用間伐の実施に当たっては、搬出間伐実施後の材積の確保にも留意し、補助金を活用した採算性のある利用間伐が最大となるよう計画する。

併せて、生産基盤となる路網整備を積極的に推進する。

《参考》間伐及び主伐の予定量（実績含む）

（単位：h a）

実施時期	区分	間伐				主伐
		3回目	4回目	5回目	計	
第1期 H25～R4	見直し前	2,481	1,802	0	4,283	0
	今回見直し	2,865	0	0	2,865	0
	H25-30実績	1,345	0	0	1,345	0
	R1-R4計画	1,520	0	0	1,520	0
第2期 R5～14	見直し前	3,768	3,243	1,900	8,911	0
	今回見直し	3,395	2,053	0	5,448	0
第3期 R15～24	見直し前	416	4,470	2,325	7,211	0
	今回見直し	1,571	4,945	2,063	8,579	0
第4期 R25～34	見直し前	0	1,251	4,930	6,181	1,980
	今回見直し	0	1,851	4,945	6,796	1,980
第5期 R35～44	見直し前	0	16	1,563	1,579	3,940
	今回見直し	0	0	1,851	1,851	3,940
第6期 R45～54	見直し前	0	0	104	104	3,256
	今回見直し	0	0	0	0	3,256
第7期 R55～66	見直し前	0	0	0	0	1,645
	今回見直し	0	0	0	0	1,645
計	見直し前	6,664	10,783	10,822	28,269	10,822
	今回見直し	7,831	8,849	8,859	25,539	10,822

※四捨五入により計が一致しない場合がある。

《参考》標準的な作業工程

工 程	伐 採	集 材	造材 (枝払い・玉切り)
プラン策定前	人力 (チェーンソー)	架線	人力 (チェーンソー)
今 後	人力 (チェーンソー)	グラップル	プロセッサ

※グラップル：丸太をつかんで荷役を行う自走式機械

※プロセッサ：枝払い、玉切り、集積を行う自走式機械

(2) 造林事業費補助金等の積極的な活用

造林事業費補助金等の公的な補助制度を有効に活用して、間伐や路網開設等を実施する。

また、主伐は、補助制度の補助対象とならない「皆伐」に代えて、補助対象となる「更新伐」を可能な限り導入するよう努める。更新伐の導入に当たっては、森林所有者の意向や周辺森林の配置状況等を把握し、伐採後の更新の可否を考慮して決定する。

《参考》補助金額の見通し

(単位：百万円)

区 分	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
当初計画	3,928	6,528	4,339	4,312	2,361	1,246	597
今回見直し	4,252	5,545	8,402	8,078	4,487	2,164	1,094

《参考》主伐時における皆伐と更新伐の比較

区 分	皆 伐	更新伐
概 要	森林を構成する林木の全部を一時に伐採すること	針広混交林化や広葉樹林化等を目的として、林木の一部を伐採すること
補助金の対象	ならない	なる
伐 採 量	全て伐採	一部伐採
分 収 方 式	伐採木の販売収入を分収	立木を分収 (立木の状態で土地所有者に返還)
再造林の必要性	あり (土地所有者が実施)	なし
公益的機能	再造林がなされない場合、適切に発揮されない恐れ	再造林放棄地の発生とそれに伴う公益的機能の低下を防止

※複層林：樹齢や樹高の異なる樹木から構成される林

(3) 直送方式の推進

広大な面積の森林を経営する強みを活かし、県内の大規模合板工場等と原木の安定供給に関する協定を締結して当該工場に対する原木の直送による有利販売に積極的に取り組む。

なお、取組に当たっては、単に直送方式販売を進めるのではなく、個別の施業地ごとの原木の等級分布とそれによる選木コストの増減、輸送距離の変化によるコストの増減や木材市況の動向等に注意を払い、安定供給協定の締結時から有利な販売先と供給量を見極める。

2 経営の効率化

(1) レーザ航測データの活用

レーザ航測データの各種解析によって得られた単木情報（位置情報、樹種、樹高、胸高直径及び材積等）や地形情報（標高、傾斜、方位等）が搭載された森林クラウドシステムを積極的に活用し、事業の効率化や省力化に取り組む。

これらデータの活用により樹種、樹高、胸高直径及び材積に関する森林資源情報を机上で把握することができ、多くの現地調査が不要となる。また、精微な地形情報が視覚的に把握できるため安全で壊れにくい路網計画の検討やその集材範囲からの木材生産量の予測が可能となり、効率的に採算性の検討が行える。

他方で、適正な保育施業を実施するためには、ツル性植物の繁茂状況等のレーザ航測データだけでは把握できない林況把握が必要となるため、必要に応じて現地調査を森林組合等に委託する等所要の対応を行う。

(2) 合理的施業の実施と契約方法の改善

現在、造林地の植栽から保育管理・利用間伐を一貫して行っている事業者がその林況等を熟知している特殊性を考慮して、森林整備事業の発注にあたっては、随意契約を採用している。今後は、この特殊性の考慮の是非を判断し、考慮する必要性に乏しい造林地がある場合は、競争入札の導入を図っていく。

併せて、施業体系に過度にこだわらずに間伐時期の近い林分を集約化したり、複数の施業を一括発注・集約化して作業ロットを大型化することで、事業発注に伴う事務経費や諸経費の削減に努める。

(3) その他

ア 隣接森林の事業主体等との連携

市町村が行う新たな森林管理システムや公社営林に隣接する国有林や国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター等と連携し、路網の共同利用等の効率的な森林整備を実施する。

イ 作業道の維持管理コストの低減

今後、大幅に作業道の開設延長が増加する中で、これをいかに維持管理していくかが大きな課題となる。

公社では、間伐時に開設した作業道を主伐まで繰り返し複数回使用することとしているが、毎年のように台風等の豪雨に見舞われる我が国において、これらの災害等による大規模な被害を防止し、復旧費用を低減させることが必要である。

このため、搬出作業終了後の横断溝設置による路面の排水措置など大規模修繕のリスクの低減を図り構造的に崩れにくくなるような工夫等を行い、被害の拡大を未然に防止するよう努める。

ウ 原木をより高く販売するための取組

各製材規格の価格は、常に変動しており、ある時点においては得られる材積が少なくなっても、特定の規格で採材した方が有利になる場合もあり得る。従って、各製材規格の価格を適時的確に把握し、最も収益性の高い採材方法を採用するよう努める。

併せて、出材に当たっては適切な仕分け（A、B、C材）を実施し、市場動向を踏まえて最も有利となる販売先を選択する。

また、地域的に良材の生産が見込める施行地においては、市場価格を調査しながら、市場出荷に重点を置き、公社営林としての造林地ブランドが形成できるよう取り組みながら高値販売に努める。

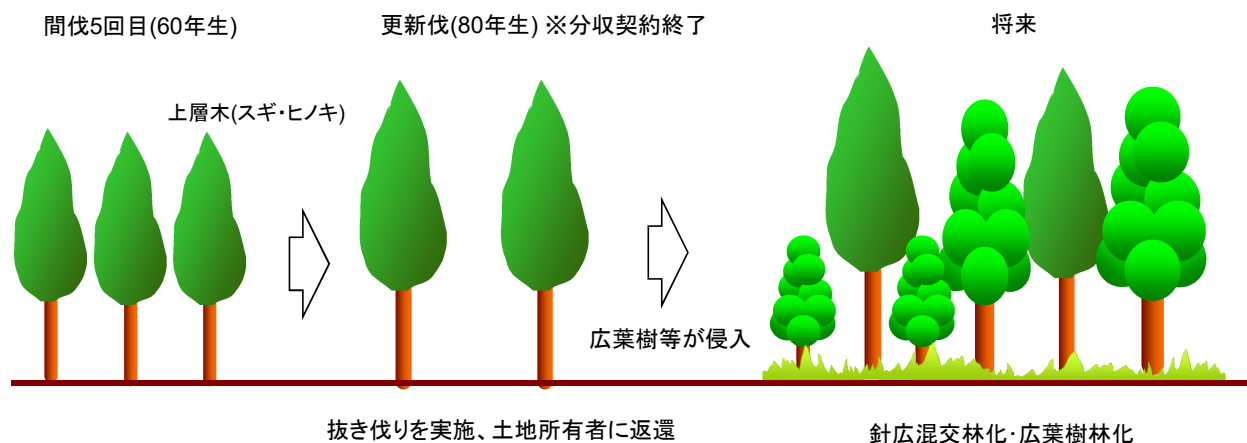
3 森林の公益的機能の発揮を通じた県民への貢献

(1) 広葉樹林化

更新伐の導入による針広混交林化・広葉樹林化を進め、主伐後の再造林放棄地の発生とそれに伴う公益的機能の低下を防止する。

《参考》公社営林の森林の多面的機能の発揮・保全の取組

- ・契約上、主伐後の再造林を行う義務は公社にはなく、本来は土地所有者が行うべきものとの位置づけ。
- ・しかし、木材価格の低迷等による林業生産活動の停滞により、土地所有者の自主性に任せていては再造林がなされず、森林の公益的機能が適切に発揮されない恐れがある。
- ・このため、公社の厳しい経営状況も踏まえ、可能な限り経費負担を抑えつつ公益的機能の持続的発揮を担保することとし、更新伐により森林を維持（針広混交林化・広葉樹林化）することとする。



※更新伐では立木状態での返還となるため、土地所有者に現金収入が発生しないが、皆伐と異なり再植林をする必要がないため、土地所有者の負担軽減にも寄与。

(2) 県民への公益的機能（CO2 吸収機能等）の提供及び普及・啓発

近年、特に地球温暖化防止に向けた国民の関心が高まりを見せる中、県内でも企業等が森林整備への費用を負担し、森林保全活動を行う「とっとり共生の森」が県内各地で進展するなど、多面的な機能を有する森林の保全に対する県民・企業の理解が高まりつつある。

このため、公社営林の適切な管理を通じて県民に公益的機能を提供する。

4 分収契約の見直し

主伐について更新伐（立木分収）を導入するため、契約変更に向けた必要な手続を進めるとともに、契約期間の延長（60年→80年）についても併せて推進する。

変更契約に当たっては、土地所有者への説明と理解促進に積極的に取り組み、着実に進めていく必要がある。契約締結時から長期間が経過し、土地所有者の不在村化や世代交代などにより権利関係が不明確になってきており、分収金の配分等に支障を来す恐れもあるため、土地所有者の適時の把握を行い、相続登記の手続を要請するなど、所有権相続の推進に向けた取組を進める。

なお、相続時の登記について、土地所有者の相続人に相続登記の要請等を行うこととしているが、必ずしも相続人が要請に応じるとも限らないため、相続等により土地所有者に異動があった場合に公社が登記を代行する制度の導入とこれに要する経費に対する支援について国に対して要望を行う。

また、松くい虫の被害等により主林木が枯損し、今後の収益性が見込めない林分については、土地所有者と協議しながら契約解除を進める。

5 組織体制の改革

（1）組織・人員体制の見直し

今後、経営改善を進めるに当たり、利用間伐等の事業量が大幅に増大することが見込まれるため、退職等による職員構成の変化や事業の進捗等を勘案しつつ、人員体制を強化することで対応を図る。

ただし、厳しい経営改善に取り組んでいる中での人員強化であることに鑑み、事業量の増減に応じたメリハリのある人員配置をする。

（2）人材の確保・育成

人材の確保（採用）に当たっては、鳥取県等の関係機関と協議・調整等を行いながら、適切な人材の確保を図る。

また、利用間伐の実施に必要な高性能林業機械を活用した低コストの作業システムや適切な路網整備、木材の仕分け等の必要な知識や技能について、補助事業を活用した研修等を積極的に実施する。

6 その他の取組

(1) 雇用への貢献

経営改善に伴う利用間伐等の事業の実施に当たっては、施業を受託する林業事業体等の雇用の維持・増加にもつながることから、間伐等の森林整備を積極的に実施し、地域の雇用にも貢献していく。

(2) 県民への説明責任

県は、公社に対する唯一の出資者であるほか、公社に最終損失が発生した場合にはその負債が県の債務として残されることから、公社の経営改善の停滞はすなわち県民の負担増につながる事となる。このため、公社は経営改善の進捗状況について、適時適切に県民に公表することとする。

(3) 木材資源の安定供給

県内のLVL、合板、CLT等の高次加工製材工場やバイオマス発電事業所等へ安定的に木材を供給する主体としての役割を担っていく。

第4章 経営改善の進捗管理

上記取組の実行に当たっては、利用間伐等を大規模に展開することから、迅速・確実な公社の経営状況の把握・点検が重要となる。

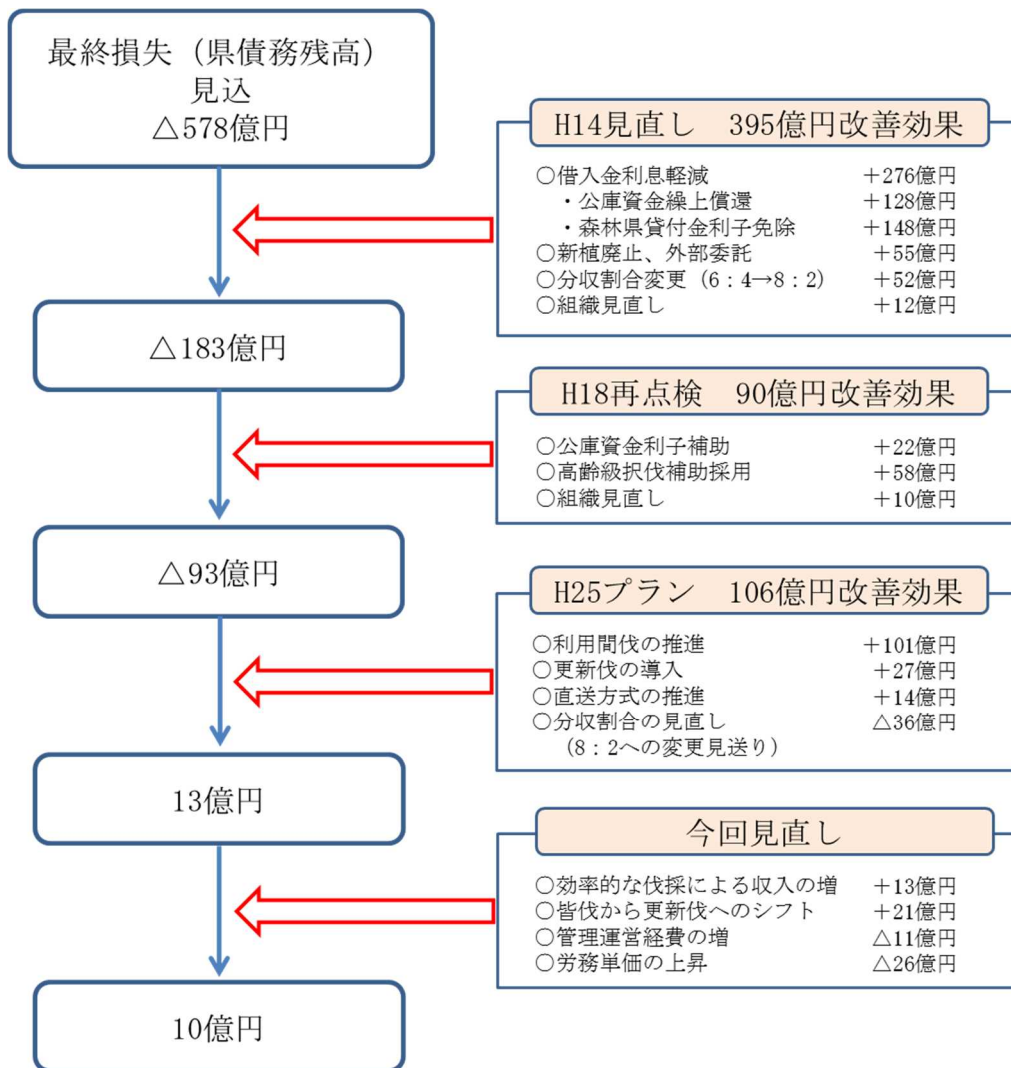
そのため、公社は経営改善状況を毎年点検・評価した上で、県に報告することとし、加えて、県はおおむね5年ごとに、経営改善の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、組織のあり方等も含めた総合的な経営見直しを行うとともに、必要に応じ、本プランについても見直す。

また、公社は具体的な経営改善計画としてアクション・プログラム（10箇年計画）を作成するとともに、県（森林・林業振興局、各農林局）と経営改善プロジェクトチームを組んで当該計画の着実な実施に取り組む。

経営の目標

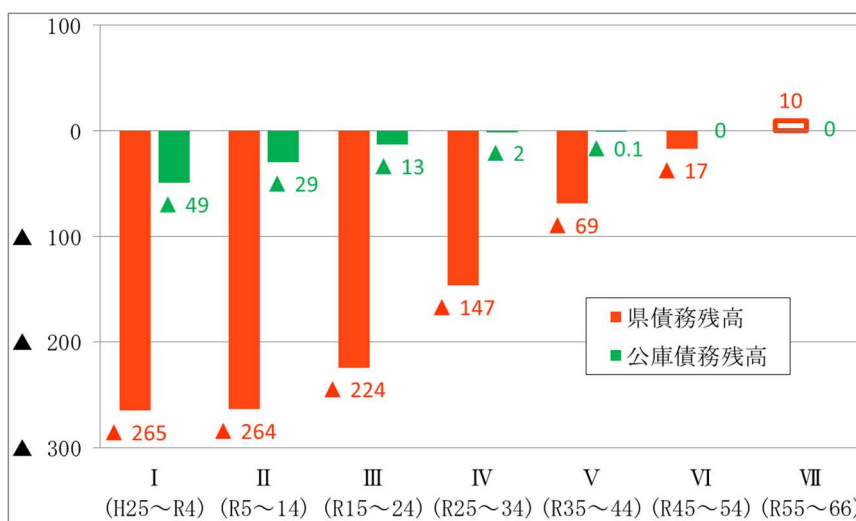
- ◇令和66年度（長期経営改善計画期間終了）までに長期収支の黒字化を目指す。
- ◇第2期中（令和10年度頃）に単年度収支の黒字化を目指す。

《参考》最終損失（県債務残高）の解消



《参考》県及び日本政策金融公庫債務残高の推移

(単位：億円)



《参考》造林公社の収支の見通し

(単位：億円)

項目	区分	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	計	
		H25~R4	R5~14	R15~24	R25~34	R35~44	R45~54	R55~66		
収入	主伐収入	見直し前	1	1	1	67	146	123	65	403
		今回見直し	0	0	0	66	131	108	55	360
	間伐収入	見直し前	37	99	99	97	26	2	0	359
		今回見直し	19	49	109	110	32	0	0	320
	補助金収入	見直し前	39	65	43	43	24	12	6	233
		今回見直し	43	55	84	81	45	22	11	340
	公庫利子助成	見直し前	7	0	0	0	0	0	0	7
		今回見直し	9	6	4	1	1	0	0	20
公庫借入金	見直し前	6	0	0	0	0	0	0	6	
	今回見直し	6	0	0	0	0	0	0	6	
その他収入	見直し前	0	0	0	0	0	0	0	0	
	今回見直し	2	1	0	1	0	1	0	5	
計(①)	見直し前	90	165	143	206	195	137	71	1,008	
	今回見直し	78	112	198	258	209	131	66	1,052	
支出	直接事業費	見直し前	52	96	77	109	98	66	32	530
		今回見直し	51	67	107	130	106	67	34	562
	管理費	見直し前	9	8	8	8	8	7	5	54
		今回見直し	12	16	16	15	9	5	5	78
	公庫利息	見直し前	9	6	4	1	0	0	0	22
		今回見直し	9	6	4	1	0	0	0	21
	公庫償還金	見直し前	25	20	15	11	2	1	0	74
		今回見直し	25	20	16	11	2	1	0	75
	分収交付金	見直し前	0	2	9	18	20	15	8	72
		今回見直し	1	1	14	23	13	6	3	61
その他	見直し前	0	0	0	0	0	0	0	0	
	今回見直し	3	0	0	0	0	0	0	3	
計(②)	見直し前	95	133	114	147	129	89	45	753	
	今回見直し	101	110	157	181	131	79	42	802	
差引(県借入・償還財源①-②)	見直し前	▲ 5	32	29	59	66	48	26	255	
	今回見直し	▲ 23	1	40	77	78	52	24	251	

※四捨五入により計が一致しない場合がある。



鳥取県農林水産部森林・林業振興局

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

電話 0857-26-7296 ファクシミリ 0857-26-8192

E-mail rinsei-kikaku@pref.tottori.lg.jp

公益財団法人鳥取県造林公社

住所 〒680-0911 鳥取県鳥取市千代水四丁目 37 番地

鳥取県土地改良会館 2 階

電話 0857-30-7077 ファクシミリ 0857-30-7078

E-mail soumuka@tottori-zourin.or.jp